

もしも災害が起きた時、 ごみ出しはどうするの？

災害発生したとき、通常のごみ出しができなくなる場合があります。そこで、災害が発生したときのごみ処理などのポイントについてお知らせします。

Q1 災害が起きた時、家庭から出るごみはどうするの？

A 災害発生直後は、ごみ処理施設の被害状況などによって、ごみ収集を一時的に停止する場合があります。市からの情報に注意してください。

Q2 収集が停止した時、家庭のごみはどうするの？

A 災害発生から3日以内にごみ収集を再開する予定です。再開までは自宅で保管してください。被害状況によっては「もやすごみ」を優先的に収集する場合がありますが、平常時と同様にごみの種類ごとに分別収集を行いますのでご協力ください。

Q3 災害により壊れた家具や家電等の家財がたくさん発生したらどう処分するの？

A それらは「片付けごみ」といいます。片付けごみは、通常のごみステーションには出せません。市が災害発生後に指定する仮置場に分別して持ち込んでください。大量の片付けごみが道路などにあふれると、救急車やごみ収集車の通行の妨げになります。ごみステーションや道路・空地には出さないでください。

Q4 水道や下水道が止まったとき、トイレはどうするの？

A 避難所を開設したときは、仮設トイレを設置します。仮設トイレのし尿収集は、災害発生から3日以内に開始する予定です。また、自宅では携帯トイレなどを使用してください。使用した携帯トイレは「もやすごみ」として出すことができます。



ごみの種類ごとの処分のしかた

ごみの種類ごとの処分のしかたは、次のとおりです。

	内容	災害発生直後	収集再開後	排出場所
生活ごみ	もやすごみ・資源物 (びん・缶)・埋立ごみ・ペットボトル・紙類資源	災害発生から3日以内に収集を再開する予定ですので、再開までは自宅か避難所で保管してください。	収集再開後は、平常時と同様に分別して排出してください。	平常時と同じごみステーション
避難所ごみ	避難所から出る生活ごみ			避難所ごとに定められたごみ置場
片づけごみ	災害により家具や家電等の家財が廃棄物となったもの	仮置場が開設されるまで自宅敷地で保管してください。	生活ごみ・避難所ごみとの分別を徹底してください。	災害発生後に市が定める仮置場

※片づけごみは、仮置場に排出する際はごみの種類ごと（木製家具、金属製家具、家電類、畳、布団類等）に分けて置いていただきます。

日頃から備えておきたいこと

1 ごみの減量化

災害発生から3日間程度は、ごみを自宅で保管してもらう場合があります。普段からできるだけごみを少なくし、ごみの分別を徹底するように日頃の生活の中で心がけましょう。

2 トイレ

上下水道に被害があった場合、トイレが使えなくなります。避難所を開設したときには、仮設トイレも設置しますが、使用後に「もやすごみ」として捨てることのできる非常用携帯トイレを自宅に準備しておくことで安心です。

3 ご近所との助け合い

災害時には、避難所で共に生活したり、ごみの処理や仮設トイレの清掃を当番制で実施するなど、ご近所同士の助け合いが必要になる場面が想定されます。日頃から自治会の活動に参加するなどして、ご近所同士が顔見知りになっておくようにしましょう。



お問い合わせは **環境衛生課** 電話 **3 1 - 0 9 3 3**

令和2年8月1日 酒田市市民部環境衛生課発行 酒田市広栄町三丁目133番地